

## 伊万里市議会傍聴規則

(昭和 57 年 12 月 25 日議会規則第 1 号)

伊万里市議会傍聴人取締規則（昭和29年議会規則第 2 号）の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第 3 項の規定に基づき傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、指定の入口で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 4 条 傍聴人の定員は、60人とする。

(議場への入場禁止)

第 5 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 6 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 席では常に姿勢を正し、みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等は電源を切っておくこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

**第8条** 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

**第9条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第10条** 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを退場させることができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和61年3月29日議会規則第1号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則** (平成4年3月23日議会規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則** (平成9年3月25日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。